

# 船舶事故調査報告書

平成29年4月20日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	不明（平成28年12月11日 11時15分～20分ごろ）
発生場所	鹿児島県瀬戸内町曾津高崎西北西方沖 曾津高崎灯台から真方位299° 29.4海里付近 （概位 北緯28° 29.6′ 東経128° 39.2′）
事故の概要	漁船第三弘漁丸は、西進中、船種不詳（船名不詳）は、航行中、両船が衝突した。
事故調査の経過	平成28年12月19日、主管調査官（那覇事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 第三弘漁丸、9.97トン KG2-1746（漁船登録番号）、個人所有 第295-42831号（船舶検査済票の番号） B 船種船名不詳
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 不明
負傷者	A なし B 不明
損傷	A 船首部及び球状船首部に破損 B 不明
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北、風力 3、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	<p>A船は、船長Aが1人で乗り組み、曾津高崎北西方沖において魚群探知機で探索を終えた後、別の漁場に移動しようとして約4～5ノットの対地速力で自動操舵により西進した。</p> <p>船長Aは、前方に他船を認めなかったため、操舵室の床面に座って漁具を作っていたところ、いつしか居眠りに陥り、曾津高崎西北西方沖において、船舶と衝突する衝撃を感じた。</p> <p>船長Aは、衝撃を受けて目が覚め、主機を後進にかけたところ、B船を認めたが、B船がそのまま航行を続けた。</p> <p>船長Aは、B船が大型船であることを認めたが、船名等を確認できなかった。</p> <p>A船は、携帯電話の通信圏内まで自力で航行し、船長Aが海上保安庁に本事故の発生を通報した後、鹿児島県奄美市大熊漁港に巡視船にえい航され、帰港した。</p> <p>船長Aは、ふだん漁具を作った後に出港していたが、本事故時、時化が来る前に操業を終えようと思い、急いで出港した。</p>

	<p>船長Aは、12月11日01時ごろ大熊漁港を出港しており、また約2時間漁具を作り続けていたので、疲れて居眠りをしたのかもしれないと本事故後に思った。</p> <p>A船のレーダーは、障害物に接近すれば、警報が鳴る機能を備えていたが、本事故時、スタンバイ状態になっていた。</p> <p>本事故発生時刻ごろに本事故発生場所付近を航行した船舶のAIS情報を入手したが、本事故発生への同船舶の関与を明らかにすることができなかった。</p>
<b>分析</b>	<p>A船は、曾津高埼西北西方沖を西進中、船長Aが居眠りに陥ったことから、航行中のB船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、疲労から居眠りに陥った可能性があると考えられる。</p> <p>B船は、航行中、A船と衝突したものと考えられるが、B船を特定できなかったことから、衝突に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、曾津高埼西北西方沖において、A船が西進中、B船が航行中、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<b>参考</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・航海当直中に眠気を催した場合には、居眠りに陥ることがないよう、外気に当たるなど、居眠り運航の防止措置を十分に採ること。</li> </ul>